

提出日： 2025 年 3 月 26 日

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
法学部	教授	通山昭治

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。	
	1. 2024年4月 1日 ～ 2025年3月31日	4
	2. 2024年9月 1日 ～ 2025年8月31日	
	3. 2024年4月 1日 ～ 2024年9月20日	
	4. 2024年9月21日 ～ 2025年3月31日	
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。	
	「現代中国監察制度論」をテーマにして、中華人民共和国（以下「中国」）の監察制度について、特に 2018 年改正憲法と 2018 年監察法等に照準を合わせて、党の規律検査委員会との国家監察委員会（以下「監察委」）の党政「合署辦公」とそこから生じる監察委の本質的な政治機関という二重の政治性に着目して、まずその構造を下記の表の三層構造（3つの性質）として分析してみた。	
	表 監察委の三層構造（3つの性質）	
	第一層構造＝（本質的な）「政治機関」性 「監察官法」第 30 条第 2 項（2021） 党の規律委との「合署辦公」（「組織上の特殊性」）（「合署辦公」との二重の政治性） 「監察法实施条例」第 3 条（2021）	
	第二層構造＝「法執行監督機関」性 （実質的な「反腐敗機構」性） 「監察機関法執行監督業務規定」 （2019）	
第三層構造＝「専門責任機関」性 「監察法」第 3 条（2024 改正） 出典：筆者が作成した。		
得られた	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。	

研究成果について	研究促進期間における直接的な研究成果としてはつぎのとおりである。 ①論説「現代中国監察制度論」The Supervision System in Contemporary China (『法学志林』第122巻第4号、2025年2月、法政大学法学志林協会、141-162頁) ②研究「統現代中国監察制度論」 The Supervision System in Contemporary China: Part II (『比較法雑誌』第59巻第1号、2025年6月刊行予定、中央大学日本比較法研究所) 上記の①と②の2本の論文をすでに刊行したか、またはこれから校正に入る。
今後の計画について	得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。 下記の著書の刊行（たとえば、中大日本比較法研究所の「比較法叢書」）の準備を地道に行っていく。 単著 『現代中国の「党憲」体制下の監察制度』 The Supervision System under the “Party-Constitution” System in Contemporary China （2027年1月刊行予定・現在約32万字） 目 次 （案） はしがき（書き下ろし） 序 章 幾分理想化された監察官法と「党が幹部を管理する原則」の変わらぬ現実によせて（書き下ろし） 第1部 中国「党憲」体制とその構造 第1章 中国「党憲」体制とその構造その1（原載「中国『党憲』体制とその構造」『比較法雑誌』第52巻第3号、2018年12月、日本比較法研究所、153-192頁、以下同じ） 序－中国憲法における国務と党務 一 中国「党憲」体制の形成と変遷 二 中国「党憲」体制の構造的な諸相 小結－中国における否定語としての「憲政」によせて 第2章 中国「党憲」体制とその構造その2（「統中国『党憲』体制とその構造」同上第55巻第3号、2021年12月、53-82頁）

序－党規と国法の関係について

一 党内規律監督について

二 党の規律と国法の接続の関係について

小結－党内規律監督と行政規律監察について

第3章 中国「党憲」体制とその構造その3（「中国『党憲』体制とその構造（3）」
同上第56巻第2号、2022年9月、153－182頁）

序－党規と国法の「相克」をめぐる

一 「2018年改正憲法」と2つの改正組織法について

二 党の指導のいっそうの強化と「合署辦公」体制について

三 党政にまたがる「二重指導」新原則について

四 「専門責任機関」と「政治機関」の二面性について

小結－監察機関の管轄について

第2部 中国行政監察史論

補章 前史としての1950年代中国の行政監察制度について（書き下ろし）

第4章 中国行政監察史論（1986年－1993年）（「中国行政監察史論（1986年－
1993年）」同上第53巻第3号、2019年12月、195－225頁）

序－中国における党の規律検査と行政監察

一 中国行政監察の自立化の試み

二 中国行政監察の自立化の中断

小結－中国行政監察の原点の形成

第5章 中国行政監察史論（1993年－1997年）（「中国行政監察史論（1993年－
1997年）」同上第54巻第1号、2020年6月、93－122頁）、

序－中国行政監察と規律委・組機構

一 中国行政監察における派出機構

二 「合署辦公」下の中国行政監察

小結－1997年「行政監察法」の制定によせて

第6章 中国行政監察史論（1997年－2010年）（「中国行政監察史論（1997年－
2010年）」（『法学新報』第127巻第12号、2021年4月、61－127頁）

	序－中国「行政規律監察」について 一 中国行政監察法制における「行政監察職能」の強化 二 中国における派出機構の自立化の試み 小結－2010 年「行政監察法」の改正によせて 第 3 部 現代中国監察制度論 第 7 章 現代中国監察制度論その 1（「現代中国監察制度論」『法学志林』第 122 巻第 4 号、2025 年 2 月、法政大学法学志林協会） 序－現代中国の監察制度とその源流によせて 一 監察委をめぐる内部構造－二重の政治性を中心に 二 監察委をめぐる外部関係－監察と検察の接統を中心に 結びにかえて－孫文の「五権憲法」によせて 第 8 章 現代中国監察制度論その 2（「続現代中国監察制度論」『比較法雑誌』第 59 巻第 1 号、2025 年 6 月、予定） 序－古今中国の監察制度、党政「合署辦公」の由来ほか 一 監察の対象と調査権、特定項目報告の一例について 二 監察法と刑法の接統について 小結－1 つの指導的事件例によせて 第 9 章 現代中国監察制度論その 3（書き下ろし） 序－建国前における党内監督の専門機構によせて 一 建国後の党の監察制度の形成について 二 改革開放期における党の監察制度の展開について 結びにかえて－国家監察機関との関係によせて 終 章 現代中国監察制度論のゆくえ－2024 年改正の監察法・監督法によせて（書き下ろし） 附録 職務犯罪の担当の変遷について 参考文献 索 引
	以上のとおり、ご報告いたします。